**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリ南長野

長野市篠ノ井杵淵字大門西1300番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961番地2

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

3 変更した事項**(1) 大規模小売店舗の住所の変更**

(変更前) 長野市水沢上庭3街区1画地 ほか

(変更後) 長野市篠ノ井杵淵字大門西1300番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961番地2
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	栗林 和洋	長野市篠ノ井布施高田961番地2
三菱HCキャピタル株式会社	柳井 隆博	東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山717番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社ユニクロ	柳井 正	山口県山口市佐山10717番地1

4 変更した年月日

平成29年6月29日ほか

5 届出年月日

令和5年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしののいA区画

長野市篠ノ井布施五明587番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961番地2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961番地2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	栗林 和洋	長野市篠ノ井布施高田961番地2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961番地2
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	栗林 和洋	長野市篠ノ井布施高田961番地2
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

4 変更した年月日

令和4年5月27日

5 届出年月日

令和5年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリしののいB区画

長野市篠ノ井布施五明628番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961番地2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961番地2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	栗林 和洋	長野市篠ノ井布施高田961番地2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3

4 変更した年月日

令和3年6月25日ほか

5 届出年月日

令和5年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アグリまっしろ

長野市松代町西寺尾字町裏1450 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

グリーン長野農業協同組合

長野市篠ノ井布施高田961番地2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961番地2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	栗林 和洋	長野市篠ノ井布施高田961番地2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人	長野市篠ノ井布施高田961番地2
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
グリーン長野農業協同組合	栗林 和洋	長野市篠ノ井布施高田961番地2
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

4 変更した年月日

令和3年6月25日ほか

5 届出年月日

令和5年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープファーマーズびんぐし店
埴科郡坂城町大字上五明字久保田610 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ながの農業協同組合
長野市大字中御所字岡田131番地14
株式会社モリキ
飯山市南町13番地3

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	宮澤 清志	長野市大字中御所字岡田131番地14
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ながの農業協同組合	宮澤 清志	長野市大字中御所字岡田131番地14
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3

4 変更した年月日

令和3年6月25日

5 届出年月日

令和5年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープ宮田店

上伊那郡宮田村3328番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上伊那農業協同組合

伊那市狐島4291番地

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市伊那部4291番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	西村 籐	伊那市狐島4291番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	御子柴 茂樹	伊那市伊那部4291番地
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
上伊那農業協同組合	西村 籐	伊那市狐島4291番地
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

4 変更した年月日

平成20年8月4日ほか

5 届出年月日

令和5年1月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

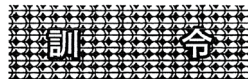
公告

生坂村における県営いくさか地区会換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和5年1月31日に行いました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

農地整備課



長野県教育委員会訓令第1号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程(平成2年長野県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正し、令和5年2月9日から施行します。

令和5年2月9日

長野県教育委員会

第18条第5項中「前3項」を「第2項、第3項及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 校長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務の必要性、勤務内容、勤務時間の割振り等について十分に検討の上、事前に、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

第2章第3節中第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(執務)

第18条の2 職員は、定められた勤務時間中、常に執務できるようにしなければならない。

2 教育職員以外の職員は、定められた勤務時間が終了したときは、速やかに退校しなければならない。

3 職員は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)及び休日(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第6条第1項に規定する休日をいう。)並びにこれらの日以外の日における前条第1項に規定する勤務時間以外の時間において、やむを得ない事由により登校又は在校するときは、別に定めるところにより登校又は在校している時間を、校長に通知しておかななければならない。

第27条の2中「様式第28号の4」を「様式第28号の5」に改める。

様式第28号の3中

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 育児休業 | <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 |
| <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 |

を